

◎「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか6条例の概要について

1. 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定めていた施設等の人員、設備、運営等に関する基準を条例で定めることとされた。

2. 条例委任される基準

介護保険法に係る7省令に定められた基準について、7条例を新規制定（公布日 平成24年12月17日）

条 例 の 名 称	関係法律	担当局課
金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第46号）	介護保険法	福祉局介護保険課
金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第47号）		
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）		
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第49号）		
金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）		
金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第51号）		
金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第52号）		

3. 条例制定にあたっての国の基準の考え方

厚生労働省令で示された区分のうち、「従うべき基準」「標準」については厚生労働省令と同一の基準を条例において定め、「参酌すべき基準」について独自基準案の検討を行った。

区 分	法的効果	基 準 の 具 体 例	
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	従業者及び員数、居室面積、人権に直結する運営基準（身体拘束など）	⇒ 国基準どおり
標準	通常よるべき基準	利用定員	
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	上記以外（居室以外の面積、一居室あたりの定員その他設備・運営等に関する基準）	⇒ 独自基準案を検討

4. 独自基準についての検討経緯

- 金沢市介護保険運営協議会の介護サービス向上専門部会において、平成24年4月から7回にわたって審議し、「長寿安心プラン」の目指す「高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのまちづくり」を実現するために、3つの基本的視点を設定、これに基づき金沢市独自の基準案の検討を行った。
- この協議会からの意見を踏まえ、下記の市独自基準を定めることとした。

5. 市独自基準の概要

各項目の対象施設・事業所に該当する条例（基準）の条文については、別紙「市独自基準の対象施設等一覧」のとおり

基本的視点	項 目	内 容
地域包括ケアの促進	(1) 多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）	職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保すること。（義務）
	(2) サービス利用者の安全確保と地域協力体制の構築（非常災害対策の強化）	当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じて施設防災計画を策定し、職員へ周知すること。（義務） 平常時における関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との協力体制を構築すること。（努力義務） 防災訓練等に、地域住民の参加が得られるよう連携すること。（努力義務） 災害時要援護者の受入に配慮すること。（配慮義務）
サービスの質の向上	(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における生活実態に即した職員勤務体制の整備	夜間及び深夜の時間帯を、利用者の生活実態に即して設定すること。（義務）
	(4) 通所介護（デイサービス）等における設備の適正化 ※1	洗面設備、便所について、要介護（支援）者が使用するのに適したものを、利用定員に応じて適当数設置すること。（義務）
	(5) 暴力団員の排除	事業を行う関係者（代表者、役員及び管理者）は、暴力団員であってはならない。（義務）
	(6) 記録の整備（保存年限）	記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に変更する。（義務）
	(7) 測定方法の明記※1	廊下幅及び床面積の測定方法について、内法による測定と明記し、基準を明確化する。（義務）
	(8) 介護老人福祉施設の原則個室化と入居者のプライバシーに配慮した場合の特例（居室定員の特例）	居室定員は原則1人。ただし、市長が特に認める場合（※2）で、かつ、入居者のプライバシーに配慮した構造とする場合は、2人以上4人以下とすることができる。（義務）
利用者の尊厳の確保	(9) 人権の尊重と虐待防止	① 職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保すること。（義務） ② 虐待防止責任者の設置等による虐待防止体制の整備をすること。（努力義務）

※1 条例の制定施行の際、現に指定を受けている施設（条例の施行後に増改築された部分を除く）には、適用しない。

※2 既存施設を増改築等に際して、敷地の制約などから、個室化すると入居定員を減らさざるを得ない場合を想定

6. 条例施行日

平成25年4月1日

介護保険サービス指定基準条例 独自基準条文について

(1)多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

（勤務体制の確保等）

第30条 （略）

2 （略）

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) *法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

※ 介護保険法第5条第3項

「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」

【説明】

- ・「法第5条第3項に規定する施策」とは、いわゆる「地域包括ケア」のことです。「地域包括ケア」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる居住環境が整備された上で、地域において提供されうる医療・介護・予防・福祉等の支援が、その提供主体に関わらず、利用者のニーズに応じて適切に提供されることであり、この促進には、特に多職種の連携による支援体制の整備が必要とされています。
- ・しかし、現状では、介護現場において、地域の社会資源に関する幅広い知識や連携のノウハウが十分に共有されていないと考えられることから、介護サービス事業所に対して、

従業者が、金沢市等が実施する研修へ参加することや当該事業所内で計画的に研修を実施することにより、従業者が研修を受けられる機会を確保することを定めたものです。

- ・研修の内容については、多職種が連携するために必要となる具体的な行動例を学ぶこと等を想定しており、市において一定の指針を別途提示する予定です。また、平成25年度に、市の主催で研修を開催することを予定しており、こうした研修への積極的な参加をお願いします。

(2)サービス利用者の安全確保と地域協力体制の構築（非常災害対策の強化）

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、入所者の特性及び当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

6 指定介護老人福祉施設は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないとき市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

【説明】

- ・非常災害時には、地域等との連携協力体制の構築が必要であり、このためには、平常時からの連携の充実を図る必要があると考えられることから、当該規定を設けるものです。
- ・第1項で示している「施設防災計画」のひな形は、石川県から示される予定です。これに基づき、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに策定します。
- ・第3項は、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保することを求めるものであり、これを受けて第4項は、「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練避難」の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものです。
- ・第6項は、災害発生時に、市から受入要請があった場合に、施設・事業所の状況に照らして、受入可能かどうかについて検討したうえ、可能な範囲で受入への協力を求めるものです。また、福祉避難所との関係では、協定を締結している事業所から優先的に福祉避難所の開設を要請することになる予定ですが、協定未締結の事業所についても、行政から受入の依頼を行い、可能であれば受入に協力していただくものです。

(3)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における入居者の生活実態に即した職員勤務体制の整備

【金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）】

（勤務体制の確保等）

- 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。この場合において、夜間及び深夜の勤務の時間帯を定めるに当たっては、利用者の生活の時間に応じたものとしなければならない。

【説明】

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）では、利用者の生活実態に即して、予め夜間・深夜の時間帯と日中生活時間帯を設定し、時間帯毎に配置すべき職員数が定められています。
- ・しかし、事業者の都合により、利用者が活動している時間帯にもかかわらず、夜間の時間帯として設定した場合、人員体制が手薄になることが懸念されることから、「利用者の生活実態に即した時間帯の設定」を義務化する規定を新設するものです。
- ・厚生労働省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日）では、第3の三の3（9）③に「夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定する」と規定されています。この「利用者の生活サイクル」と「利用者の生活の時間」とは同義であり、何時から何時までといった明確な時間帯を示すものではありませんが、利用者の生活実態に応じて適切に設定するよう定めるものです。

(4)通所介護（デイサービス）等における設備の適正化

【金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第46号）】

（設備及び備品等）

第103条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 便所

ア 要介護者が使用するのに適したものとすること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 利用定員に応じて、適当数設けること。

(4) 洗面設備

ア 要介護者が使用するのに適したものとすること。

イ 利用定員に応じて、適当数設けること。

【説明】

- ・介護サービス事業所の設備は、利用者にとって使いやすいものであるべきですが、国基準では、通所介護（デイサービス）等について、必需設備である洗面設備や便所の適正性に関して規定されていません。
- ・このことから、「通所介護等の洗面設備及び便所に関しては、要介護（要支援）者が使いやすいものを、利用定員に応じて適当数設置する」旨を義務化する規定を新設するものです。
- ・「適当数」とは、事業所のスペースなど制約もあることから、明確な数値を示すものではありませんが、事業所の規模や利用定数等を勘案して必要となる数を、できる限り設置するよう定めるものです。

(5)暴力団員の排除

【金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）】

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 指定地域密着型サービス事業者（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者を除く。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。
(暴力団員の排除)

第44条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

【説明】

- ・「金沢市暴力団排除条例」の主旨に沿って、介護サービス事業を行う役員及び管理者から暴力団員を排除し、利用者の安心安全を確保するものです。
- ・指定申請時に、所定の様式により役員及び管理者が暴力団員ではない旨を誓約するとともに、当該者について石川県警に照会することに同意をいただく予定です。

(6)記録の整備（保存年限）

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

(記録の整備)

- 第43条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

【説明】

- ・過誤にかかる介護報酬返還請求権の消滅時効が5年であり、これと整合を図るものです。

(7)測定方法の明記

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

(設備)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の居室並びに同項第7号の食堂及び機能訓練室の面積に係る基準並びに同項第8号の廊下の幅に係る基準は、全て内法での測定によるものとする。この場合において、廊下に手すりを設ける場合にあつては、手すりから測定するものとする。

【説明】

- ・介護療養型医療施設や介護老人福祉施設等の国基準又はその解釈通知に明記されている測定方法について、他の介護サービス事業所の測定方法にも適用することを明記するものです。

(8)介護老人福祉施設の原則個室化と入居者のプライバシーに配慮した場合の特例（居室定員の特例）

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

(設備)

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が特に認める場合で、かつ、入所者同士の視線の遮断が確保された居室の構造とする場合は、2人以上4人以下とすることができる。

【説明】

- ・従来、「4人以下」とされていた居室定員は、国基準が改正され、平成24年4月より「原則1人（個室化）」になりました。
- ・しかし、既存施設の増改築等に際しては、敷地の制約などにより、改正後の国基準に依った場合、施設の入居定員を減らさざるを得ない事態が想定されることから、例外的に定員を「2人以上4人以下とすることができる」よう、国基準を一部変更するものです。
- ・「市長が特に認める場合」とは、既に多床室が整備されている施設について、老朽化等に伴う建て替えの際に、敷地の制約等により同様のベッド数を確保しながら個室に建て替えることが困難である等の場合を想定しています。
- ・「入所者同士の視線の遮断が確保された居室の構造」とは、パーティションや家具などにより視線の遮断が確保されるものであり、壁やふすまのような建具までは必要としません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものとします。

(9)人権の尊重と虐待防止

①虐待防止等に関する教育機会の確保

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

（勤務体制の確保等）

第30条 （略）

2 （略）

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) （略）

(2) 入所者の人権の擁護及び入所者に対する虐待の防止に関する事項

②虐待防止責任者の設置等による虐待防止体制の整備

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）】

（基本方針）

第3条 （略）

2～3 （略）

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めなければならない。

【説明】

- ・高齢者の人権擁護において、虐待の防止は重要な課題ですが、全国的には、職員の認識不足等から、介護サービス事業所での不適切事例が確認されています。
- ・介護職場において、職員へのより一層の教育機会の確保等の対応が求められることから、「高齢者の人権擁護、虐待防止等に関する教育機会の確保」を義務化する規定を新設するものです。
※高齢者虐待防止法では、既に、こうした教育機会の確保を事業者に義務付けています。
- ・「虐待防止等に関する教育機会の確保」ですが、利用者の人権の擁護や利用者に対する虐待の防止を図るため、従業者に対し、研修の機会を計画的に確保することを定めたものです。成年後見制度や高齢者虐待防止法に関する内容などを想定しており、参加すべき研修や研修に含まれるべき内容について、別途提示する予定です。
- ・「虐待防止責任者の設置等による虐待防止体制の整備」ですが、「責任者」とは、人権の擁護、虐待の防止に関する相談窓口や従業者研修等の業務を行う担当者のことであり、通常は施設長、管理者が担うことを想定しています。

◎介護保険サービス指定基準条例 独自基準の適用について

資料番号
3

項 目	適用の対象となる条例	
	番号	適用の対象となるサービス
(1)多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）	全てのサービス（①～⑦の条例に規定するもの）	
(2)サービス利用者の安全確保と地域協力体制の構築（非常災害対策の強化）	①、②	指定通所介護（予防含む）、指定通所リハビリテーション（予防含む）、指定短期入所生活介護（予防含む）、指定短期入所療養介護（予防含む）、指定特定施設入居者生活介護（予防含む）
	③、④	指定認知症対応型通所介護（予防含む）、指定小規模多機能型居宅介護（予防含む）、指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定複合型サービス
	⑤～⑦	⑤～⑦の条例に規定する全てのサービス
(3)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における生活実態に即した職員勤務体制の整備	③、④	指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）
(4)通所介護（デイサービス）等における設備の適正化	①、②	指定通所介護（予防含む）、指定特定施設入居者生活介護（予防含む）
	③、④	指定認知症対応型通所介護（予防含む）、指定小規模多機能型居宅介護（予防含む）、指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定複合型サービス
(5)暴力団員の排除	全てのサービス（①～⑦の条例に規定するもの）	
(6)記録の整備（保存年限）	全てのサービス（①～⑦の条例に規定するもの）	
(7)測定方法の明記	①、②	指定通所介護（予防含む）、指定通所リハビリテーション（予防含む）、指定短期入所生活介護（予防含む）、指定短期入所療養介護（予防含む）、指定特定施設入居者生活介護（予防含む）
	③、④	指定認知症対応型通所介護（予防含む）、指定小規模多機能型居宅介護（予防含む）、指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定複合型サービス
	⑤、⑥	⑤、⑥の条例で規定する全てのサービス
(8)介護老人福祉施設の原則個室化と入居者のプライバシーに配慮した場合の特例（居室定員の特例）	⑤	⑤の条例で規定する全てのサービス
	③	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(9)人権の尊重と虐待防止	全てのサービス（①～⑦の条例に規定するもの）	

○制定条例一覧

条 例 の 名 称	番 号
金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第46号）	①
金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第47号）	②
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）	③
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第49号）	④
金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）	⑤
金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第51号）	⑥
金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第52号）	⑦